

1. 平成30年提言と提言を踏まえた府の対応 (P2~5)

(1) 審議会の提言状況

性的搾取等の類型	児童ポルノ等 (自画撮り被害) a. 威迫、欺罔、困惑、対償供与等を伴う場合 b. 上記以外	c. 児童ポルノに該当しない性的画像(下着姿等)や姿態	d. 児童買春・淫行	e. デート援助交際(パパ活) f. 使用済み古物
対応区分				
規制以外の対応	H30年提言 ①教育・啓発、相談機能の充実強化	H30年提言 ①同左	H30年提言 ①同左	H30年提言 ①同左
規制による対応	本体行為(被害後)に係る規制	(現行法令) ・児童買春・児童ポルノ禁止法 H30年提言 ②児童買春・児童ポルノ禁止法の重罰化等の要望	(現行法令) なし	(現行法令) ・児童買春・児童ポルノ禁止法 ・児童福祉法 ・条例(淫行)
	要求行為(被害前)に係る規制	H30年提言 ②法規制の要望 ③条例による規制	(現行法令) なし	(現行法令) e. なし f. 条例(着用済み下着の買受等の禁止)

(2) 平成30年度提言とその対応

- ①被害防止に向けた教育・啓発、相談機能等の充実・強化 (府の対応)
これまでの取組に加え、
・知事と教育長連名で被害防止に向けた注意喚起と相談窓口に関するメッセージを発信
・府警サイバー犯罪対策課と連携したスマホ・SNS安全教室の拡充 など
- ②国への法改正等の働きかけ (府の対応)
・府国家要望(最重点項目)
・全国知事会や近畿ブロック知事会において要望
- ③条例による対応 (府の対応)
・青少年健全育成条例を改正し、青少年に対し児童ポルノ(裸の写真等)を要求する行為を禁止。(H31.4.1施行。罰則は、同年6.1施行)

2. 性的搾取等(自画撮り被害以外)の現状と規制の在り方について (P5~10)

(1) 青少年の性被害の現状

SNS上で知り合った人となりをよく知らない大人と直接会って性被害(淫行、児童ポルノ、児童買春等)に発展するケースが増加している。

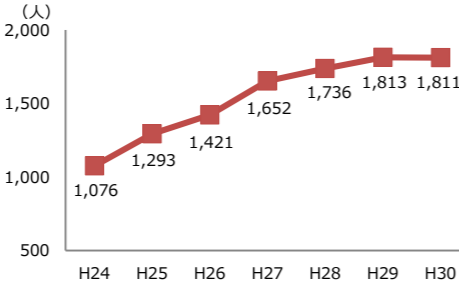
府内小・中・高校生のスマートフォン所持率

出典: OSAKAスマホアンケート

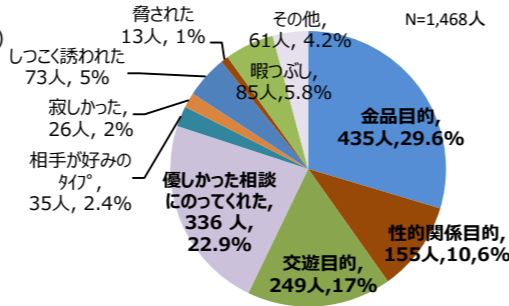
学校種	学年	平成26年	平成30年	増減
小学生	4年生	10.9%	28.9%	18.0%
	6年生	21.0%	46.4%	25.4%
中学生	1年生	45.7%	76.9%	31.2%
	3年生	55.1%	83.0%	27.9%
高校生	1年生	89.1%	94.4%	5.3%
	3年生	89.9%	95.2%	5.3%

SNSに起因する被害児童数(全国)

出典: 警察庁 子供の性被害(児童の性的搾取等)



被害児童が被疑者に会った理由(SNS)(全国)



〈想定される被害ケース〉

- ①大人がSNS上で青少年と知り合い、悩みを聞き出した上、「直接会って相談に乗る」と申し向け、実際に会って性交に至った。青少年は相談相手を失うと思い、断り切れず性交に応じた。
- ②青少年がSNS上で「会いに来てくれたら性行為をしてもいい」などと冗談で言ったら、本当に来てしまい断り切れず性交に至った。
- ③青少年が大人に対して好意を抱き、又は性への興味から青少年が働きかけて性行為に至った。

(2) 対応の検討・今後の方向性

■自画撮り以外の要求行為(性的搾取等の類型c~f)の規制について

- ・類型c(児童ポルノに該当しない性的画像)は、類型a.b(児童ポルノの要求行為)の前段階で行われることが多く、類型a.bについては既に条例で禁止していることから一定の抑止効果がある。
- ・類型d(児童買春・淫行)や類型e(デート援助交際)のSNS上でのやり取りは約束を取りつける等の予備行為と言えることから、要求行為と被害が直接結びつく類型a.bとは異なりこれを規制することは適切でない。
- ・類型f(使用済み古物)は、着用済み下着は既に条例で規制。それ以外の古物は通常行われる売買行為と区別するのは困難。

▶更なる啓発の推進

- 平成30年提言に加え、
- ・青少年や大人のSNS上の不適切な書き込みに対し、注意や警告を直接発する取組を検討すべき。
- ・青少年や大人に対する性被害防止に向けたメッセージを発信し、社会全体で取り組んでいくべき。

3. 淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止について (P11~18)

(1) 青少年健全育成条例(第39条第2号)の規定について

第39条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。
(2) 専ら性的欲望を満足させる目的で、青少年を威迫し、欺き、又は困惑させて、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。

■現行規定制定の背景と趣旨

- ・青少年の性を弄ぶ心ない大人から青少年を保護し、行為者の社会的責任を迫るとともに、青少年に正しい性意識を持たせる一助とするために設けられたもの。
- ・真摯な交際関係に介入して不当な人権侵害が起きることが懸念されたため、プライバシーその他の人権を不当に侵害することのないよう、取り締まりの対象行為をその動機や手段において社会的に非難を浴びるような手段に限定して規定。

■最高裁判決(S60.10.23 福岡県青少年保護育成条例違反事件)

- 「淫行」とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきではなく、
- ① 青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、
 - ② 青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいうものと解するのが相当。

■他府県条例の規定

- A. 威迫・欺罔・困惑を要件とする性行為等(①)・・・大阪府、長野県、山口県
- B. 青少年の未成熟さに乗じて行う性行為等(①)・・・京都府
- C. 威迫・欺罔・困惑を要件又は単に自己の性的欲望を満足させる性行為(①・②)・・・千葉県、神奈川県、三重県
- D. 「淫行又はわいせつな行為」(要件の限定なし)(①・②)・・・東京都、愛知県、兵庫県、福岡県など40都道府県

■大阪地方検察庁からの意見聴取

- 〈他府県との不均衡〉
・府条例の規定は昭和60年最高裁判決の②を対象としていないため、他の都道府県に比べて検挙が少ない。
- 〈立証の問題〉
・府条例は青少年を威迫し、欺き、又は困惑させるという要件であるため、起訴するにはこの立証が必要。行為者が否認した場合、青少年の供述によって立証しなければならなくなるが、被害を受けた青少年への負担が大きい。立証をしなければならないのであれば処罰を求めないという選択をやむなくする者も多い。

(2) 青少年健全育成条例(第39条第2号)の見直しの必要性の検討・今後の方向性

■規制の範囲について

- ・昭和59年の条例制定時と異なり、SNSのやり取りを端緒に性被害に発展するケースが新たに出現している。青少年の自律や性的自己決定権を尊重するあまり介入を控えるべきでない。
- ・左記(2(1)(想定されるケース)①②)のように、行為者が威迫し、欺き、又は困惑させるような手段を用いなくても、青少年が拒否できない状態又は困惑状態の下で行われる性行為等は規制の対象とすべき。
- ・左記(2(1)(想定されるケース)③)のように、青少年が働きかけて性行為等に至った場合は処罰すべきでないとの意見もあったが、これらのケースについても、青少年に正しい性意識を持たせる観点から対象とすべきとの意見が多勢を占めた。

■構成要件について

- ・刑罰法規であるため構成要件を明確化しなければならないが、処罰範囲が狭くなったり、立証のために被害に遭った青少年に負担を強いることがないような配慮も必要。
⇒刑法の準強制わいせつ罪を緩めた「抗拒困難に乗じて」と規定してはどうかとの意見があったが、「抗拒」は相手からの働きかけに抵抗する態様と受け止められる等、適用範囲が狭く解釈されかねず適当でないとする。
- ⇒「青少年の心身の未成熟に乗じて」と規定してはどうかとの意見があったが、「青少年の心身の未成熟」とはどのような状態を指すかが明確でなく、また、行為者が当該青少年を未成熟であると認識している必要がある等、立証が困難であるとの意見がある。
⇒昭和60年最高裁判決は上記の規制範囲を包含しつつ、事例が積みあがっている。

▶条例改正について

- ・青少年の未成熟さを考慮し、青少年を性的欲望の対象として扱っているような事例にまで規制の範囲を広げ、「淫行」についての昭和60年最高裁判決に準じるなど、構成要件を緩和するべき。
- ▶国への法改正の働きかけ
・全都道府県の条例に淫行処罰規定があることから、法律により一律に重罰を持って規制するよう、国に対し要望すべき。